

一般社団法人 鳥取県作業療法士会

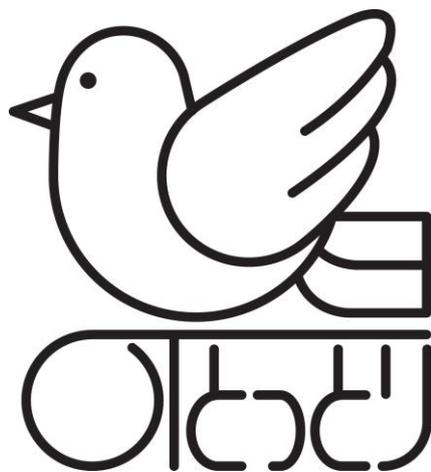
令和元年度 臨時社員総会

議 案 書

期日：令和元年11月10日（日） 15：55～16：25

会場：琴浦町生涯学習センター まなびタウンとうはく

（東伯郡琴浦町大字徳万266-5 TEL0858-52-1161）



一般社団法人 鳥取県作業療法士会

事務局

〒683-0825 鳥取県米子市錦海町3-3-2

YMCA米子医療福祉専門学校内

TEL 0859-35-3181

FAX 0859-35-3182

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 議 長 選 出
3. 会 長 挨 拶
4. 定 足 数 報 告
5. 書 記 任 命
6. 決 議 事 項 第 1 号議案 役員改選（監事選出）の件
 第 2 号議案 規約変更の件
7. そ の 他
8. 議長、書記解任
9. 閉会のことば

目 次

総 会 次 第	1
決 議 事 項	第 1 号議案 役員改選（監事選出）の件	2
	第 2 号議案 規約変更の件	2

第1号議案 役員改選（監事選出）の件

◎選挙管理委員会

1. 鳥取県作業療法士会監事候補者選挙の公示

(1) 監事候補者選挙の公示

方法：鳥取県作業療法士会ホームページ掲載

期間：令和元年 7月 10日～令和元年 8月 12日

立候補者：1名

(2) 理事会報告

監事立候補者結果報告

第2号議案 規約変更の件

◎規約委員会

1. 規約変更について

一般社団法人 鳥取県作業療法士会
出張旅費規程

平成25年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、この法人の業務遂行のために出張する場合の旅費等の取り扱い及び手続きに関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「出張」とは、日帰り出張、宿泊出張及び国外出張をいい、その定義は当該各号に定めるところによる。

一 日帰り出張 当日中に帰宅できる場合の出張をいう。

二 宿泊出張 宿泊しなければ出張の目的が達成されない場合で、当日中に帰宅できない場合の出張をいう。

三 国外出張 理事会が認めた国外出張をいう。

2 この規程において、「旅費」とは、交通費、宿泊費及び日当をいう。

(旅費の支給)

第3条 役員を含めた会員が、公務で旅行した場合は、旅費を支給する。

(交通費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（原則公共交通機関の使用とするが県外の出張地により自家用車使用可）とする。これらの基準は別表1の通りとする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、もっとも経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費を支給する。

2 出張の際の旅費支払は別記第4号様式に記入し概算費用の前払いとする。

なお、出張内容に変更が生じた時は適正に精算するものとする。

3 役員が外国を旅行する場合の旅費の支給額は、その都度理事会が決定する。

4 国外への上出張旅費は、実費支給とする。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の議決がなければ変更できない。

(出張報告)

第7条 出張旅費を受けたものは、公務終了日より1か月以内に報告書（別記第5号様式）を作成し事務局へ提出する。

(旅費の不支給)

第8条 出張に係る経費が社外から支払われる場合は、本規程に基づく旅費は支給しないものとする。ただし、不足分がある場合には、その不足分に限り支給する。

(その他)

第9条 本規程で処理できない場合は、その都度協議にて処理する。

付 則

この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は平成 30 年 3 月 10 日に一部改正、同年 4 月 1 日から施行する。

この規則は平成 31 年 1 月 26 日に一部改正、同年 4 月 1 日から施行する。

旅 費 支 払 い 基 準 別表 1

公共交通機関	全額支給
自家用車	1 km当たり 20 円
高速道路通行料 (有料道路)	実費
宿泊料	上限 10,000 円
日当	県外 5,000 円 (業務を行う日に限る)
	県内 5,000 円 (1日)、2,500 円 (半日)

一般社団法人 鳥取県作業療法士会
費用弁償規程

平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この規程は、この法人の事業活動及び会の代表としての活動に対して、費用弁償についての基準を定めるものである。

(費用弁償の範囲)

第2条 費用弁償の項目及び費用等は別表 1 および 2 に掲げる範囲内とする。

2 講師謝料は、この法人が主催する研修会・講習会における講演または講義、実習または演技指導に対して支払う。講師の基準額は、別表 2 に掲げる。

(規程の変更)

第3条 この規程の変更は、理事会の議決がなければ変更できない。

付 則

この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は平成 30 年 3 月 10 日に一部改正、同年 4 月 1 日から施行する。

この規則は平成 31 年 1 月 26 日に一部改正、同年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

項目	費用	精算方法
県内移動時の交通費 (理事会、委員会など)	東部—西部 3,000 円	当日精算
	東部—中部 1,200 円	
	西部—中部 1,500 円	
	同一区域 500 円	
	次に掲げる対象地域においては上記区域費用 (同一区域内を除く) に 500 円を加算する (対象地域)	
	東部 岩美町・鳥取市国府町・八頭町・若桜町	

	智頭町・鳥取市用瀬町・鳥取市河原町・ 鳥取市佐治町 中部 三朝町・倉吉市関金町 西部 江府町・日野町・日南町・伯耆町溝口・ 南部町・境港市 県外 対象地域と同じ扱いとする	
公務出張費	公共交通機関を全額支給（原則公共交通機関の使用とするが県外の出張地により自家用車使用可）	別途旅費規程に定める
日当	県外 5,000円（業務を行う日に限る）	別途旅費規程に定める
	県内 5,000円（1日） 2,500円（半日）	
食糧費	茶菓子代 1回 1,000円 弁当代 1食あたり 700円 必要に応じて上限 1,000円	当日精算

別表 2

支 払 対 象 区 分		1 時間 当 り 支 払 額 (税 込)	
講 師 基 準	会 員	講演・講義・実習指導・実技指導	
		4,000円	
		シンポジウムにおけるシンポジスト	
		2,000円	
	会 員 外	日本作業療法士会員の会員以外による講演・講義・ 実習指導・実技指導	上限は 30,000円
		専門作業療法士による講演・講義・実習指導・実技 指導	12,000円
認定作業療法士による講演・講義・実習指導・実技 指導		12,000円	
作業療法士（免許取得後 15 年以上）による講演・ 講義・実習指導・実技指導		10,000円	
作業療法士（免許取得後 15 年未満）による講演・ 講義・実習指導・実技指導	9,000円		

申請日：平成 年 月 日

出張費概算書

所 属 名		氏 名																
		印																
用 件 (会議、学会、研修名)						参加費 (研修費)												
日 時 (年・月・日)				用務地 (県名・会場名)														
旅 行 期 間																		
自			年			月			日		～		年		月		日	
下記のとおり請求いたします。																		
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	航空賃	鉄道賃	日当	宿泊料										
自家用車使用区間：出発地				到着地														
自家用車使用距離 (往復)				自家用車使用料 (往復)			有料道路通行料 (往復)											
k m				@ 2 0 × k m =														
同乗者氏名：																		
備考				支給額														
上記の金額を領収しました。																		
平成			年			月			日									
氏名				印														